## 南アフリカにおける国際刑事裁判所脱退議論をめぐる考察 - 南アフリカ ICC 法の展開と適用を中心に-

### 藤井広重

### はじめに

2016年10月19日に南アフリカ(以下、南ア)政府は、国際刑事裁判所(International Criinal Court: ICC)からの脱退手続きを開始したことを表明した。この脱退表明は、次の二点から注目を集めた。第一に、ICCからの脱退を規定したローマ規程第127条「が適用されることとなった最初の事例であり、第二に、南アによるICCからの脱退表明を受け、他のアフリカ諸国もこれに追随する動きが見られたためである。

たしかに、これまでもアフリカ諸国と ICC との 緊張関係については議論されてきており、ICCか らの脱退をほのめかす国はアフリカ内に存在して いた<sup>2</sup>。しかし、これらの国は脱退に向けた具体 的な手続きを踏んではおらず、ローマ規程第127 条に則り脱退手続きが進められたのは、南アが最 初の事例となった。そして、このことは驚きとと もに報道された。それは、南アがICC創設メン バー国の一員であり、ICC への協力を国内の司法 制度で担保するための国内法 (Implementation of the Rome Statute of the International Criminal Court Act 27 of 2002: 以下、南ア ICC 法) をアフリカ内で最初に成 立させ、ICCの理念を支持してきた代表的な国で あったためである。では、なぜ南ア政府は、ICC から脱退する手続きを開始するに至ったのであろ うか。これが、本稿の嚆矢である。

### I 問題の所在

ICC は、1998 年ローマ規程によって設置された 条約に基づく裁判所である。南アは、1998 年 7 月 にローマ規程に署名、2000 年 11 月に 23 番目の批 准国となった。ICC の活動開始に必要とされた締 約国数は 60 カ国であったが、現在までに 124 カ国 となり、地域別には、アフリカ 34 カ国、アジア太 平洋 19 カ国、東ヨーロッパ 18 カ国、ラテンアメ

リカ・カリブ諸国28カ国、西ヨーロッパとその他 25 カ国によって構成されている。アフリカからの 加盟国が最も多く、常勤18名の裁判官のうち4名 がアフリカ(2017年9月の時点でケニア、ナイジェ リア、コンゴ民およびボッワナ)から選ばれ、現 在の検察官はガンビア出身のファトゥ・ベンソウ ダ (Fatou Bensouda) が務めるなど、アフリカ諸国 は ICC の組織活動において重要な役割を担ってい る。これにもかかわらず、スーダンの大統領バシー ル (Omar al-Bashīr) への ICC による逮捕状発布を 契機に、アフリカ連合 (African Union: AU) では 2009年 AU 総会において、ICCへの非協力が決定 された<sup>3</sup>。そして、このAUによるICC非協力決定は、 現在まで継続されている4。しかし、たしかに南ア も AU での ICC 非協力決定に他のアフリカ諸国と ともに歩調を合わせていたものの、ICC を正面か ら否定するような発言をすることはなく、ICC と アフリカとの間の溝が深まっていく最中でも、南 アは、アフリカにおける ICC 加盟国会合では継続 的な ICC への支援の表明に賛同していた。

だが、先にも述べたように、ICC の活動を支持してきたと思われた南アが、2016年10月に突如として脱退を表明する。また、南アによる脱退宣告に続き、ブルンジおよびガンビアもICC からの脱退手続きを開始した。ブルンジでは、ICC からの脱退を南アより早い2016年10月12日に同国議会が承認していたものの、国連事務総長への脱退通告は南アより遅く2016年10月27日に行われた5。またガンビアでは、2016年10月25日に情報大臣が、ICC を人種に基づき迫害を行っている国際白色人種裁判所(International Caucasian Court)と揶揄しICC からの脱退を表明した後、同年11月10日に国連事務総長にICC からの脱退を通告した6。

一方で、この一連のアフリカ諸国による脱退に 向けた動向は、アフリカでのみ訴追が行われてき

たことに対する ICC への不信感も示してはいるも のの、南アとブルンジおよびガンビアでは脱退に 至った経緯が異なっていることに留意しなければ ならない。なぜなら、ブルンジおよびガンビアが ICC から管轄権を行使され得る事案を国内に抱え ており、ICC からの脱退を表明することで、将来 的な ICC からの司法介入に対する抵抗を事前に示 したと考えられる一方で、南アでは ICC が管轄権 を行使するような重大な事案は発生していないか らである。では、なぜ南ア政府は、ICC からの脱 退を決断するに至ったのであろうか。これに関し ては、先行研究において反 ICC の立場を明確に示 すことで、地域的な主導権を握りたい南アにとっ ての政治的利益について指摘されているが、アフ リカ内の主導権争いだけが本件の本質的な問題な のであろうか 7。例えば、これまでもケニアやウガ ンダが主張しているように、AUで採択されてい る ICC 非協力決定を根拠に挙げ、ICC からの協力 要請に応えなければ、南アは脱退までしなくとも、 アフリカでの合意を優先していることを対外的に 示すことは可能である。つまり、南アと ICC との 関係において、一見すれば脱退するほどの事情が 見いだせないものの、現実に南ア政府は ICC 脱退 へと舵を切らざるをえない理由があったのではな いか。本稿では、この点について南ア政府による ICC 脱退宣告が出された時期までを射程にし(2016 年11月)、南アが同脱退宣告と同時に破棄するこ とを決めた南ア ICC 法に着目した考察を行いたい。 なぜなら、この南ア ICC 法が同国内でどのように 展開適用されてきたのかを考察することで、同国 内で南ア政府が直面してきた不処罰をめぐるジレ ンマの一端を明らかにすることができるからであ る。そして、南ア ICC 法の考察を通して明らかに なったことに基づき、問いに対する回答を試みた 0,41

### Ⅱ 南アフリカ ICC 法の成立とその特徴

### 1 成立の背景

ICC は、国際的な法執行機関を有しているわけではない。そこで、締約国による ICC の活動に対する協力が重要となる。この点について、ローマ規程第9部(第86条から第102条)に「国際協力および司法上の援助」が規定されており、ICC は

締約国に対し、証拠の保全と提供、情報の共有、 ICC から逮捕状が発布された被疑者の逮捕および 移送ならびに被害者や証言者の保護を求めること ができる。締約国は、ローマ規程に定められた管 轄権の範囲内にある犯罪に関し、ICC が行う捜査 及び訴追への十分な協力を求められ(ローマ規程 第86条)、ICCも締約国に対し、協力を求める権 限を有している(ローマ規程第87条)。しかし、 ローマ規程には締約国が ICC からの協力要請に応 じない場合に適用される罰則規定は設けられてい ない。そこで、ローマ規程第88条は、締約国に対 し自国の国内法の手続がローマ規程第9部に定め るすべての形態の協力のために利用可能であるこ とを確保するよう要請している。国内法が整備さ れることによって、ICC と締約国との協力関係に 実効性を持たせようとしているのである。日本も ローマ規程締約国となった 2007 年に、国際刑事裁 判所に対する協力等に関する法律を施行している。 だが、すべての国がローマ規程を批准したからと いって国内法を整備したわけではなく、地球規模 問題に取組む国際議員連盟の調査によると 2014 年 2月4日の時点で、締約国の約半数の65カ国のみ がローマ規程第88条に基づく国内法を成立させて いる 8。このように国内法を整備しない締約国も 多い中、南アはアフリカで最も早く、2002年7月 18日に同国議会での採択によって、ICC が行う捜 査および訴追に対する協力の国内手続きが規定さ れた南ア ICC 法を成立させた(Government Gazette No. 23642)

では、なぜ南アは、ICC を積極的に受容したのであろうか。その背景には、南アで長きに渡って続けられたアパルトヘイト政策によって、国際社会から孤立してきた過去が関連している。アパルトヘイトを廃止するよう国際社会からの再三の要請を無視した南アは、国際的な制裁措置の対象であり、また、アパルトヘイトを防衛するために国境の外側に第二戦線を張り、地域間での争いを誘引してきたことでアフリカでも孤立していた。しかし、1994年に実施された最初の民主的な選挙によって黒人のネルソン・マンデラ大統領が誕生し、新政権のもとで憲法の改正およびこれに伴う政策の大幅な転換が果たされた。人権条約は積極的に批准され、とりわけ、ローマ規程の批准は、同

規程第7条1項(j)の人道に対する犯罪の一つにアパルトへイト犯罪が列挙されていることからも、南アが旧体制との決別を意味する重要なメッセージ性をもっていた。この点、以前の政権下でも、政府は1952年に1948年ジュネーブ条約を批准しており、また、慣習国際法についても遵守すべきであるとして、国際社会から非難を受けていた。しかし、現実に多くの暴力と人権侵害がアパルトへイト下で継続的に行われ、このことは、国内法を整備することの重要性を示していた"。このような指摘を踏まえ、南アがローマ規程を批准後に、同規程を国内法に編入し、国内法として義務を明確にしたことは、「南アが再び国際社会の一員に加わったことを意味する重要な転換点」と評される所以になっている12。

### 2 特徴

南アICC法第4条は、ローマ規程で列挙された 犯罪に対し南アの司法が広範な管轄権を行使する ことを認めており、同法の成立は国内の限定的な 管轄権を補完することにもつながった。例えば、 アパルトヘイト後の南ア政権は、ジェノサイド条 約や拷問等禁止条約を1998年12月に批准したが、 これらは国内法に編入されていなかった。このた め、2002年まで南アの裁判所は、ジェノサイド罪、 戦争犯罪、人道に対する犯罪および拷問に対し管 轄権を明示的には与えられておらず、南ア ICC 法 は、同国で初めてジェノサイド罪、戦争犯罪およ び人道に対する犯罪を南アの法律上の犯罪と定め たことになる。さらに、同条3項(c)は、南ア市 民だけではなく、南アに通常居住している者、ま た継続的に南アに滞在している者も裁判所で訴追 することを認めている。

南アICC 法に列挙された犯罪は、優先犯罪として2003年に国家検察局(National Prosecuting Authority)内に設置された優先犯罪訴追ユニット(Priority Crimes Litigation Unit:PCLU)が訴追を担い、南ア警察法第17条Cによって設置された優先犯罪捜査部(Directorate for Priority Crime Investigation:DPCI)によって捜査が行われることになった。しかし、DPCI はこれまで自発的に捜査を始めたことはない。その代わりに重要な役割を果たしたのが、市民社会組織であった。南アの領域外であろうと

南アICC法に該当する重大犯罪に関する証拠を市民が収集し、これを国家検察局に提出することで、DPCI は捜査を開始し、最終的にPCLUによって訴追が行われるのである。そして、南アICC法の適用が実現したのが、以下の事例である。なお、本稿末には、本稿で扱った南アICC法に基づく捜査の申立ておよび訴えの事例についての概要を図1にまとめて掲載している。

### 3 南アフリカ ICC 法の適用事例

### (1) ジンバブエでの拷問に対する捜査請求

2008年の大統領選挙を翌年に控えた2007年3 月27日に、ジンバブエ警察は、首都ハラレで最 大野党の民主変革運動(Movement for Democratic Change: MDC) の事務所を急襲し 100 名以上を拘 束した。このとき、警察の拘置所に拘束された者 達は、鉄棒やバットで殴られるなどの拷問を受け た。与党であるジンバブエ・アフリカ民族同盟愛 国 戦 線 (Zimbabwe African National Union – Patriotic Front: ZANU-PF) の命令によってこれらの行為が 実行に移されたと言われているが、ジンバブエ国 内では本件に関する詳細はいまだ明らかにされ ていない。このような中、2008年3月に南部ア フリカ訴訟センター (The Southern Africa Litigation Centre: SALC) が、ジンバブエで発生した上記の 拷問事例に関する証拠を南アの国家検察局に提出 し、本件についての捜査および訴追を行うよう申 し立てた。SALC は、ヨハネスブルグに本部を置 き南部アフリカで戦略的訴訟と法律家の能力構築 を通し、人権と法の支配を推進することを目的と した市民社会組織である。

SALCの申し立てには、ジンバブエ政府関係者 (閣僚、官僚および警察官) が MDC のメンバーに 対する拷問に関与していたことについての証言および証拠が記されていた。関与が疑われた在ジンバブエの同国政府関係者達は、過去に南アを訪問しており、また将来的にも訪問が見込まれたため、SALC は、本件が人道に対する犯罪を構成しており、南ア ICC 法第4条3項 (c) と南アの国際法上の義務を援用して、捜査を開始するように求めた。しかし、DPCI は、ジンバブエ政府からの協力なしに証拠収集が難しい点、南アとジンバブエとの外交に悪影響を及ぼすことが懸念される点、そして、

提出された情報は不十分で訴追には至らず、独自に南ア人ではない者の海外での犯罪行為を捜査する権限を有していない点を挙げ、本件申し立てを却下した<sup>13</sup>。そこで、SALCは、行政訴訟促進法第6条1項に基づき本判断についての異議を裁判所へ訴えた。この訴訟は、ローマ規程を国内法に編入した同規程締約国において、初めて国内の裁判所でその適用が争われた事例となった。

ここでの争点は以下のように整理できる。まず、 南ア ICC 法の適用は第4条3項(c)において、① 南ア人、②南ア人でなくても、通常南アに居住す る者、③罪に関与した後に南アの領土内に存在す る者、④南ア人もしくは通常南アに居住する者に 対する罪に関与した者、に対して行使される。本 件では、被疑者の将来的な南アへの訪問や滞在を 踏まえた③の状況で管轄権が行使されると考えら れた。南アICC法は、列挙している重大犯罪につき、 条件付きではあるが裁判所に対し普遍的な管轄権 を与えていると読み取れる。しかし、「いつ」およ び「どの時点」で、外国籍の者が関与したと疑わ れる犯罪行為に対し、南ア警察が捜査を開始でき る、または、開始しなければならないのかは南ア ICC 法上明確ではない。最終的に、PCLU が裁判所 で本件を訴追するためには DPCI によって捜査が 行わなければならないが、このタイミングについ てが、本裁判において重要な争点となった。

本件は、2012年5月8日に高等裁判所、2013年 11月27日に上訴最高裁判所14、2014年10月31日 に憲法裁判所によって原告側の主張を認める判決 が出された。いずれの裁判所も、南ア ICC 法、憲法、 関連する国内立法および南アの国際的な法的義務 の観点から、ジンバブエでジンバブエ政府が自身 の国民に対して行った拷問について、南ア司法当 局が捜査を行うよう判断し、南アの司法当局は訴 追する権限が認められているだけではなく、捜査 を行う義務もあることに言及された。さらに、憲 法裁判所では、被疑者を訴追するときには南アに 滞在していることが求められるものの、現在南ア に滞在していなくても断続的に訪問している事実 があるならば捜査の開始は妨げられず、南アは国 際犯罪の安全地帯にはならないとの判決が下され た15。本件裁判において南ア政府側は、ローマ規 程も南ア ICC 法も不処罰を終止することが目的で

あり、国際的な重大犯罪に対する国内での訴追手続きを確保するよう明示的に求めていないと主張した。しかし、この点について憲法裁判所は、国際慣習法およびローマ規程にそのような義務を認められないが、南アICC法によって管轄権を有しているため、南ア司法当局は憲法上捜査を開始する義務を負うと判断したのである<sup>16</sup>。結果、これら一連の判決に対し、ジンバブエの司法大臣は、南アの裁判官がジンバブエの体制変換を望んでいると痛烈に批判することとなった<sup>17</sup>。

なお、現在までのところ、本件に関する具体的な進捗を伺い知ることはできないが、筆者は、2017年3月にSALCの本件担当者にインタビューを行うことができた。その際、証人や被害者に危害が加えられないよう、本件捜査の進捗は全くの非公開で進められているものの、SALCは南アとジンバブエに滞在している被害者達と連携し、DPCIとの情報共有を図っており、少しずつではあるが、捜査は前進しているとの認識が示された18。

### (2) マダガスカル元大統領に対する捜査請求

南ア ICC 法に基づき捜査の申し立てが行われた 2つめの事例は、前マダガスカルの大統領マーク・ ラヴァルマナナ(Marc Ravalomanana)が関与した とされる事案についてである。ラヴァルマナナは、 2001年12月の大統領選挙で勝利し、以降2009年 までマダガスカルの大統領であった。2009年にア ンドリー・ラジョリナ (Andry Nirina Rajoelina) は、 ラヴァルマナナによる政権の権威主義体制化を批 判し、軍部を味方につけたクーデターを起こした。 このクーデターの際、ラヴァルマナナに反対を表 明する抗議運動も展開され、これに対し、大統領 警護隊が攻撃を加えたことで、100名以上が殺害 されたと言われている<sup>19</sup>。ラジョリナはクーデター 後の暫定統治機構で国家元首となり、政権を移譲 したラヴァルマナナは2009年3月にスワジランド へ出国し、その後南アに移った20。

国家元首となったラジョリナは、非武装の抗議 集団に対する殺傷兵器の使用についてラヴァルマナナの責任をマダガスカル国内の司法の場で追求 した。国内に戻れないラヴァルマナナが不在のなか、2010年8月28日に同国の首都アンタナナリボの刑事裁判所は、2009年2月7日に発生した抗議 運動参加者に対する殺人と殺人の共謀罪で同氏に終身刑の有罪判決を下した。これに対し、ラヴァルマナナの担当弁護士は、本判決はラヴァルマナナを帰国させず、また将来的な選挙に出馬させないようにするためであるとして、暫定政府による政治的意図がはたらいていることを主張した<sup>21</sup>。

一方、南アに移ったラヴァルマナナは、政治 的に庇護が必要であるとして永住権が与えられ ていた。しかし、2012年に在南アのマダガスカ ル人の市民社会組織(The Association of Martyrs of Antananarivo Merina Square) は、2009年2月7日の 大統領警護隊による抗議活動参加者への銃撃事件 を中心に、ラヴァルマナナが人道に対する犯罪に 関与したとする証拠を国家検察局に提出し、南ア ICC 法に基づき捜査を開始するように求めた $^{22}$ 。提 出されたラヴァルマナナが関与したとされる証拠 は100ページに渡り、被害者の供述、関連するビ デオおよび国際 NGO が作成した報告書が含まれて いた。先のジンバブエの事例とは異なり、国家検 察局は、提出された証拠を基にラヴァルマナナの 本罪への関与には合理的な疑いがあるとして、公 式に捜査を行うことを公表した23。そして、本件も、 南アICC法第4条3項(c)に則って南アの領域外 で行われた人道に対する犯罪について捜査が開始 されたが、ここにはジンバブエの事例と決定的に 異なる状況があった。それは、捜査の対象となっ たラヴァルマナナが永住権を有し、南アに滞在し ており、このことは、逮捕の実現性がより高いこ とを意味した。

だが、捜査の公表を受け、ラヴァルマナナがマダガスカルへの帰国を試みていることが判明する。そこで、このことに関する情報を入手した市民社会組織は、南ア高等裁判所に、ラヴァルマナナに対し渡航制限を課すように求めた<sup>24</sup>。本件は、起訴事実がまだ確定していない段階であったが、裁判所はこれを認め、ラヴァルマナナにパスポートを国家検察局に提供するように求めた。ここで裁判所は、ラヴァルマナナの海外渡航は認められないものの、南ア国内における移動の自由は認められるいものの、南ア国内における移動の自由は認められると判断した。また、例外的にラヴァルマナナの海外渡航が可能な事情として裁判所は、マダガスカルにおけるクーデター後の和平交渉に関与している南部アフリカ開発共同体から招聘を受け、

交渉に参加するように求められる時にのみ、本国への出国を認めるとの判断を言い渡した<sup>25</sup>。捜査の実効性を担保する判決を受け、マダガスカルでラヴァルマナナが関与したとされる人道に対する犯罪が南アの裁判所で裁かれるのかに注目が集まったが、ラヴァルマナナは、南アおよびマダガスカルの両政府に事前通告せず、2014年10月にパスポートを所持しないまま帰国した。

南アICC法に基づく逮捕および訴追は実現しなかったものの、ジンバブエの事例同様に、本件においても市民社会組織が重要なアクターであったことが伺える。改めて裁判所の判決における重要な点を整理すると、まず、南アICC法に基づく捜査において、南アに滞在中の捜査対象者の渡航制限が認められたことと、また、裁判所は1996年憲法第38条(d)のもと、この訴えを提起した市民社会組織に対し、公的利益を代弁する者として、原告適格を認めた点である26。これらの判断に対し、南アの市民社会組織は、今後、南アICC法に基づく申し立てを行った際、その後の捜査段階における南アICC法を駆使した戦略的見地からも重要であると歓迎した。

だが、本判決によってラヴァルマナナは政治的な活動を実質的に制限されたため、南ア政府がクーデターを起こしたラジョリナを支援する政治的な意図を有しているのではないかと、ラヴァルマナナの支援者達から批判が向けられることとなった。

### Ⅲ バシール訪問と南アフリカの対応

### 1 訪問に至る背景

スーダンの大統領であるバシールには、ICC によってダルフールの事件における人道に対する犯罪、戦争犯罪およびジェノサイド罪についての逮捕状が 2009 年と 2010 年に発布されている。しかし、バシールはローマ規程締約国を含めたアフリカ諸国をこれまでに幾度となく訪問しており、ローマ規程締約国でかつ同氏の訪問を受け入れた国は、AU での ICC 非協力決定をその根拠に主張している 27。

南アも近年では、マンデラ元大統領の葬儀やサッカーワールドカップの開催など、海外の要人を招く国際的なイベントが開催されていたが、バシールの訪問が最初に問題となったのは、2009年ズマ

100 藤 井 広 重

の大統領就任式典であった。この就任式典にバシールも招待されたとの報道があり、これに対し、南アで活動する複数の市民社会組織から、南ア政府はローマ規程および南アICC法の下でICC逮捕状を執行する義務を負っているとの声明が発出されるなどの反対運動が展開された<sup>28</sup>。このような動きも受け、最終的には南ア外務省が、南アはローマ規程の締約国であるため、ICCによる捜査および訴追、つまりは逮捕状の執行に協力する義務を有していると表明した<sup>29</sup>。この表明は、南アを訪問する外国の政府高官に対して通常適用される外交特権免除法(Act No 37 of 2001)が、ICCから逮捕状が発布されているバシール大統領に対しては、適用しないことを含意しており、バシール大統領はズマ就任式典への出席を見送った。

しかし、これから6年後の2015年6月14日か ら 17 日にかけ第 25 回 AU サミットが南アのヨハ ネスブルグ近郊で開催されることになり、再びバ シールが南アに訪問するのではないかと言われ始 める。そこで、同年 5 月 21 日に SALC は、南ア政 府に対し、バシール訪問時の対応について 2009 年 の立場を踏襲するか確認を行った<sup>30</sup>。だが、そも そも南ア政府としては、バシールに AU サミット への参加を自重するよう要請する選択肢がなかっ た。それは、AU サミットが南アではなく AU によっ て催される会議であり、各国家元首に対する招聘 も AU によってなされるためである。また、スー ダンとしては、ハイレベルな会合に国家元首が参 加しないことは自国の利益に適わず、仮に不参加 の要請がなされたところで、これに同意するイン センティブは政治的には存在していなかったと指 摘されている <sup>31</sup>。

### 2 南アフリカ政府と国際刑事裁判所のバシール訪問をめぐる交渉と協議

一方、2015年5月28日にバシールの南ア訪問の可能性を知ったICCは、書記局を経由して、口述書(Note Verbale)を在オランダの南ア大使館に通知した。ICCは、この口述書において、南アはバシール逮捕と引き渡しの義務を有しているが、この義務の履行に困難が生じるようであればローマ規程第97条<sup>32</sup>に基づいてICCと協議するように求めた。他方、南ア政府は、AUサミットの開催に向け、

2015年6月4日にAU委員会と受入国協定(host agreement)を締結した。この時、南ア政府は、AUがバシールを招待し、また同氏が参加予定であることを公式に知ったとされる。バシールから AUに対し、サミットに出席する外交団として特権免除の享受について要請がなされ、AUより本件要請を受け南ア政府は協議を行った。最終的に、2015年6月5日になって、南ア国際関係協力大臣は、本件に関する政府からの公示(Government Notice No.470)を公表し、南ア外交特権免除法第5条3項のもとでのAUとの受入国協定第四条に基づきサミットに出席中のバシールに対し逮捕を行わないことを開催国として決定したことを明らかにした33。

バシールを受け入れることになり、南ア政府は、 ICC から要請のあったローマ規程第97条に基づく 協議をバシールが南アに到着する前日の6月12日 に開始することとなった。だが、南アの法律顧問 長官は、オランダへの入国ビザの発給が遅れたこ とにより6月12日の協議には間に合わなかった。 代わりに南アの在オランダ大使が、バシール事件 の担当判事であったタルフセール (Cuno Tarfusser) および書記局と検察局の代表者と ICC で協議を行 い、南アが準ずるべき法が明確ではない旨を伝え た。しかし、タルフセール判事は、バシールが南 アに訪問したなら迅速に逮捕する義務を南ア政府 は負っており、第97条による協議によってこの義 務が保留されるわけではないと主張し、第97条に 基づく協議は終結された。これに対し、南アの法 律顧問長官は、自身の到着が遅れたことにより、6 月12日の協議には間に合わなかったため、翌日の 到着後に再び第97条による協議を要請する口述書 を ICC に送付した。バシールが南アに入国した 6 月13日のその日に、ICCにて南ア法律顧問と二名 の書記局職員との間で会合が持たれ、南ア法律顧 問からは ICC に対し、いくつかの法的かつ政治的 論点が再び挙げられたものの、ICC からは、タル フセール判事の見解が改めて示され、第97条に基 づく協議は昨日終結している旨が伝えられた。そ して、同日中に、本協議を担当した第二予審部は、 これ以上の南アによるバシール逮捕の義務を明ら かにする必要はなく、南ア自身この成文法上の義 務を認識しており、第97条による協議はすでに

終結している旨が再度伝えられた<sup>34</sup>。さらに同日、バシールの南ア訪問の事実が判明したことを受け、ICC 検察官からも南ア政府に対し、バシールに対する南アの義務を果たすよう機密に要求がなされることとなった。

しかし、これに対し南ア政府は、第97条に基づく協議は行われていないと反論した。6月12日の会合は、南ア法律顧問の到着が遅れており、南アの在オランダ大使によるICC訪問は、別に協議の機会を調整するよう連絡することであったと説明した。つまり、南ア政府は、ICCが南ア政府からの通知および聞き取りなしに、バシール逮捕の義務を南アは負っていると一方的に判断し、第97条による協議も終結していないと主張したのである35。

### 3 市民社会による訴えの提起と裁判所の判断

バシールが 6月13日に南アに入国したため、SALCはバシールの逮捕を行わないならば、裁判所に本件を訴えることを政府に通告し、即時返答を要求した。政府からの反応はなく、SALCが緊急の訴えを提起したことにより、日曜日ではあったが翌14日に高等裁判所(North Gauteng High Court)でバシール逮捕についての政府の義務に関する審理が開始された。

同日に高等裁判所は、南ア政府に対し、バシール逮捕の義務に関する決定が完全に下されるまで、同氏を出国させないよう仮命令を出した<sup>36</sup>。そして、高等裁判所は翌日に、南ア政府がバシールを逮捕しないことが、国際的かつ憲法上の義務に一致しておらず、ICC からの協力要請に応える必要があると判断した<sup>37</sup>。また、AU との受入国協定は、国家元首に対する不訴追ではなく、サミットにおける AU からの代表に対してのみ与えられていると指摘した<sup>38</sup>。

しかし、高等裁判所による仮命令が出されていたにもかかわらず、バシールは2015年6月15日にウォータークルーフ空軍基地からスーダン機に乗り出国を果たした。高等裁判所は2015年6月24日に最終的な判決を出し、南ア政府がバシールをICCの要請に応えず逮捕しなかったことは、憲法とローマ規程に違反していることを確認した。政府は、この高等裁判所での判決を不服とし、上訴

最高裁判所でも本件は争われたが、2016年3月に高等裁判所での決定が支持された。同裁判所は、通常バシールは国家元首として訴追免除が国際慣習法上供与されているが、南アはローマ規程を国内法化する措置を採っており、この南アICC法によってバシールを逮捕する義務が生じていたと判断した<sup>39</sup>。したがって、バシールを逮捕しなかったことは、ローマ規程ならびに南アICC法に違反するとし、本件に係る政府の違法行為を「恥ずべき行い(disgraceful conduct)」であったと評した<sup>40</sup>。

南ア政府は、2016年3月の上訴最高裁判所の判決も不服とし、憲法裁判所に上訴を行った。だが、11月23日に予定されていた最終審理の直前に政府がICCからの脱退と南アICC法の破棄を閣議決定し、即座に国際関係協力大臣が署名したICC脱退についての通告書が国連事務総長に送付されたため、憲法裁判所での審理は取り下げられることとなった。

### おわりに:問いへの試みと残された課題

本稿で考察した一連の裁判所の決定は、南アICC法の意義を大いに示すことになった。そして、これにはこの南アICC法を武器として、不処罰への取り組みを強める南アの市民社会組織の存在も欠かせないものであった。SALCでインタビューを行った際、「もともと南アは歴史的に市民活動が盛んであるが、近年の特徴としては、法律を理解し、うまく訴訟につなげて活動できていることだ」との担当者の話には、今後の裁判に向けての自信も伺い知ることができた⁴。

このような南アICC法のこれまでの展開は、不処罰文化の終止に向け、ローマ規程が締約国に求めている国内司法との補完的役割を実現しているようにも見受けられる。だが現実には、このことが、南アと今回取り上げたアフリカ諸国のような重大な人権侵害の事例が報告されている国との外交関係に亀裂を生みかねない危険性をはらんでいた。南アの裁判所は、ICC締約国となったことで成立した南アICC法によって広範な管轄権が与えられたことにより、ICCからの協力要請に応えなければならない法的義務を、国内法を根拠に南ア政府に対し課すことができたのである。そして、事実このことは、南ア政府がバシール訪問時の対応に

102 藤井広重

おいて、国際的な法的義務のみならず国内の裁判所の判断までも無視したことで、市民からの政府に対する強い批判を呼び起こすことになった。つまり、今後も南アICC法が適用される度に、南ア政府はICC、アフリカ諸国、そして南ア市民との間で板挟みとなるのである。これらのことからも、南ア政府にとって、ICCからの脱退が意味することは、アフリカ内での政治的イニシアティブを取るというより、南アICC法を破棄することで国内法上の義務から逃れるといった側面が強いのではないだろうか。

また、本稿の考察を進めていく中で、新たな課 題も明らかになった。第一に、脱退宣告後の南ア 国内の動向である。南ア政府が ICC に対し脱退手 続きを取ったことが、国会の了解を経ずになされ たため、野党が市民社会組織の支援も受けて、こ の脱退手続きが違法であると裁判所に訴えを提起 した。この点について、2017年2月22日に南ア高 等裁判所が、議会の承認を得ず ICC からの脱退手 続きを行ったことは憲法違反であるとの判決を下 した<sup>42</sup>。これを受け、政府はICCへの脱退通告を 取り下げ、翌3月にICCからの脱退法案を国会に 提出することも一旦取りやめることを明らかにし た。しかし、このことは、南ア政府の ICC に対す る態度を大きく変化させたことを意味するわけで はない。また同時に、一度は南ア政府によって破 棄することが宣言された南ア ICC 法が、今後どの ように運用されるのか、注視する必要もある。

第二の課題は、国際的な関心事となったローマ規程第 97 条に定められた ICC との協議についてである。南ア政府は、ICC に対し、このローマ規程第 97 条に基づく協議の運用について明確にするべきであると主張している。2017 年 12 月に開催が予定されている第 16 回 ICC 締約国会議において、同条をめぐってどのような議論が交わされるのか、注目を集めている。また、AUは2017年1月にアディスアベバで開催されたサミットにて、ICC からの脱退戦略と題した文書の採択を行っているが、そのタイトルとは裏腹に同文書の中身は ICC の制度改革を目指したものになっている。つまり、これらのことは、アフリカ諸国が「脱退」の二文字をちらつかせながら、ICC と交渉を行おうとしていることを示唆している。今後、アフリカが ICC と

どのような関係を構築していくのか、更なる考察 に取り組みたい43。

[付記] 本稿は、国連大学 Global Leadership Training Programme in Africa 2016 の支援によりケープタウン大学公法学研究科に客員研究員として滞在した際の研究成果の一部である。Dr. Hannah Woolaver および Prof. Danwood Chirwa からは南アと ICC について多くのご教示を賜った。また、日本アフリカ学会第54回学術大会での本稿テーマに関する報告の機会と報告に対する様々なご指摘は、本稿作成にあたって示唆に富むものであった。皆様に感謝申し上げたい。

### 1 ローマ規程第 127 条

- 1 締約国は、国際連合事務総長にあてた書面による 通告によってこの規程から脱退することができる。脱 退は、一層遅い日が通告に明記されている場合を除く ほか、その通告が受領された日の後一年で効力を生ず る。
- 2 いずれの国も、その脱退を理由として、この規程の締約国であった間のこの規程に基づく義務(その間に生じた財政上の義務を含む。)を免除されない。脱退は、脱退する国が協力する義務を有している捜査及び手続であって、当該脱退が効力を生ずる日の前に開始されたものに関する裁判所との協力に影響を及ぼすものではなく、また、当該脱退が効力を生ずる日の前に裁判所が既に審議していた問題について審議を継続することを妨げるものでもない。
- <sup>2</sup> 例えば、Fujii (2015) など参照。
- <sup>3</sup> AU Document, Assembly/AU/Dec.245(XIII) Rev.1,July 2009.
- 4 詳細は、藤井 (2016:128-130) を参照。
- Office of the Spokesperson for the UN Secretary-General 27 October 2016, https://www.un.org/sg/en/content/ highlight/2016-10-27.html, (accessed 30 October 2017).
- <sup>6</sup> Al Jazeera (2016).
- <sup>7</sup> Boehme (2017).
- Parliamentarians for Global Action (PGA), http://www. pgaction.org/programmes/ilhr/icc-legislation.html, (accessed 30 October 2017).
- <sup>9</sup> ジョゼフ (1987)。
- 10 例えば、峯 (1998) など参照。
- <sup>11</sup> Dugard (2011: 23-25).
- <sup>12</sup> Strydom (2005: 105).
- <sup>13</sup> Southern African Litigation Centre and Another v. National Commissioner of the South African Police Service and Others, [2012] 3 All SA 198 (GNP)(SALC case, High Court) paras. 28-31.
- National Commissioner of the South African Police Service and Another v. Southern African Human Rights Litigation Centre and Another [2014] 2 SA 42 (SCA)(SALC case,

SCA).

- National Commissioner of the South African Police Service and Another v. Southern African Human Rights Litigation Centre and Another [2015] 1 SA 315 (CC)(SALC case, Constitutional Court) para. 80.
- <sup>16</sup> SALC case, Constitutional Court paras. 50-60.
- <sup>17</sup> Al Jazeera (2012).
- <sup>18</sup> 2017年3月14日、筆者によるヨハネスブルグのSALC 事務所にて実施したSALCの本件担当官とのインタ ビュー。
- <sup>19</sup> BBC (2014).
- <sup>20</sup> なお、2013 年に大統領選が実施されたことを受け、 2014 年 1 月にラジョリナによる暫定統治期間が終わ り、前財務予算相のヘリー・ラジャオナリマンピアニ ナ (Hery Rajaonarimampianina) が大統領に選任された。
- <sup>21</sup> BBC (2010).
- Joseph Alfred Rakoto and Others v Ravalomanana and Others, North Gauteng High Court, Case No.52268/12,19/11/2012 (Ravalomanana case) paras. 10-12.
- <sup>23</sup> Daily Nation (2012).
- <sup>24</sup> Ravalomanana case, paras. 7-9.
- <sup>25</sup> Ravalomanana case, paras. 43-44.
- <sup>26</sup> Ravalomanana case, para. 31.
- 27 詳細は、藤井 (2016) を参照。
- <sup>28</sup> この時、アドボケーターとして採用された者の一人、 Max du Plessis は、彼の論文で南アフリカ ICC 法に基づ きバシールを逮捕するよう裁判所に訴える準備を行っ ていたことも明かしている。 Plessis (2010).
- <sup>29</sup> Ibid.,
- 30 Ventura (2015: 997).
- 31 Tladi (2015: 1030).
- 32 ローマ規程第97条

締約国は、この部の規定に基づく請求であって、その関係において、その請求内容の実施を遅らせ、又は妨げるおそれのある問題があると認めるものを受けるときは、この事態を解決するために裁判所と遅滞なく協議する。この問題には、特に次のようなものを含めることができる。

- (a) 当該請求内容を実施するためには情報が不十分であること
- (b) 引渡しの請求のときは、最善の努力にもかかわらず 引渡しを求められている者を発見することができない という事実又は行われた捜査により被請求国にいる者 が明らかに令状に示された者でないと判断されたとい う事実
- (c) 被請求国が当該請求内容をそのままの形態によって 実施することが他の国との関係において負っている既 存の条約上の義務に違反し得るという事実
- 33 Tladi (2015: 1031-1032).
- <sup>34</sup> Decision following the Prosecutor's request for an order further clarifying that the Republic of South Africa is under the obligation to immediately arrest and surrender Omar Al Bashir (ICC-02/05-01/09-242), 13 June 2015.
- Registry Report on the consultations undertaken under Article 97 of the Rome Statute by the Republic of South Africa and the departure of Omar Al Bashir from South Africa on 15 June 2015 (ICC-02/05-01/09-243), 17 June 2015.
- <sup>36</sup> Southern Africa Litigation Center v. Minister of Justice and Constitutional Development and Others, Case No.27740/15,

- High Court of South Africa Gauteng Division, Interim Order, 14 June 2015 (Bashir Case, High Court I).
- Reproduced in Southern Africa Litigation Center v. Minister of Justice and Constitutional Development and Others [2015]
   SA1 (GP) (Bashir Case, High Court II) para. 2.
- $^{38}$  Bashir Case, High Court  $\, \mathbb{I} \,$  paras. 28-32.
- Minister of Justice and Constitutional Development and Others v Southern Africa Litigation Center and Others (867/15)[2016] ZASCA 17 (Bashir Case, SCA) paras. 86-105
- <sup>40</sup> Bashir Case, SCA, para. 7.
- 41 2017 年 3 月 14 日、筆者によるヨハネスブルグの SALC 事務所にて実施した SALC の本件担当官とのインタ ビュー。
- <sup>42</sup> Democratic Alliance v Minister of International Relations and Cooperation and Others (Council for the Advancement of the South African Constitution Intervening) (83145/2016) [2017] ZAGPPHC 53.
- 43 なお、ガンビアでは、2016年12月の選挙で前大統領のヤヤ・ジャメ(Yahya Jammeh)に勝利した新大統領アダマ・バロウ(Adama Barrow)のもと2017年2月10日にガンビア国連代表部からICCからの脱退を取り消す通知が国連事務総長に対し提出された。これにより、2017年9月執筆時点でICCからの脱退手続きを進めているのはブルンジのみとなった。

### 参考文献

### 和文

ジョゼフ,ハンロン(著)、北村文夫(訳)(1987)『隠された戦争 アパルトヘイトと黒人諸国』新評論。

藤井広重(2016)「国連と国際的な刑事裁判所: アフリカ連合による関与の意義、課題及び展望」(日本国際連合学会編『国連研究第17号 国連:戦後70年の歩み、課題、展望』国際 書院、121-148頁。

峯陽一(1998)「南アフリカの新憲法とグローバル化」『国際研究』第14号、73-93頁。

### 英文

- Boehme, Franziska (2017) "We Chose Africa': South Africa and the Regional Politics of Cooperation with the International Criminal Court," in International *Journal of Transitional Justice*, Vol.11, No.1, pp. 50-70.
- De Wet, Erika (2015) "The Implications of President Al-Bashir's Visit to South Africa for International and Domestic Law," in *Journal of International Criminal Justice*, Volume 13, Issue 5, pp. 1049–

104 藤 井 広 重

1071.

- Dugard, John (2011) International Law: A South African Perspective 4ed, JUTA.
- Fujii, Hiroshige (2015) "The Impact of ICC Interventions on Kenya, the Ivory Coast and Human Security A Comparative Analysis from the Initiation of Investigations to State Responses," in *Journal of Human Security Studies*, Vol.4, No.1, pp.41-61.
- Plesis, Max du (2010) "The Future of International Criminal Justice: Civil Society, Complementarity and the Case of South Africa," in *African Security Review*, Vol.19 Issue 4, pp. 17-30.
- Strydom, Hennie (2005) "South Africa's

  Implementation of the Rome Statute," in Roy

  Lee (ed.) , States' Responses to Issues Arising

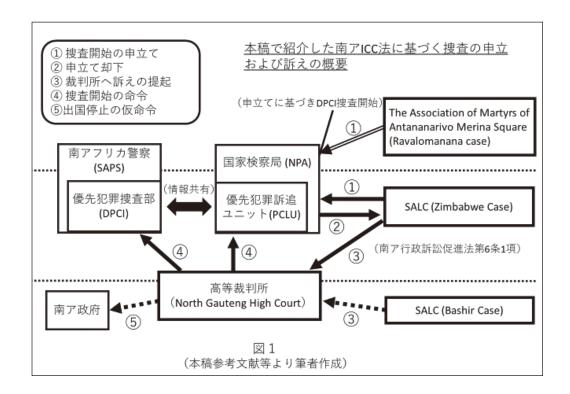
  from the ICC Statute: Constitutional, Sovereignty,

  Judicial Cooperation and Criminal Law, Brill.
- Tladi, Dire (2015) "The Duty on South Africa to Arrest and Surrender President Al-Bashir under South African and International Law: A Perspective from International Law," in *Journal of International Criminal Justice*, Vol.13, Issue 5, pp.1027-1047.
- Ventura, Manuel J. (2015) "Escape from Johannesburg?: Sudanese President Al-Bashir Visits South Africa, and the Implicit Removal of Head of State Immunity by the UN Security Council in light of Al-Jedda," in *Journal of International Criminal Justice* (2015) Vol.13, Issue 5, pp. 995-1025.

### 新聞・ニュースサイト

- Al Jazeera (2012) "Zimbabwe critical of S Africa ruling on abuse" 10 May (http://www.aljazeera. com/news/africa/2012/05/20125923505447981. html, accessed 30 October 2017) .
- Al Jazeera (2016) "Gambia withdraws from International Criminal Court" 26 October (http://www.aljazeera.com/news/2016/10/gambia-withdraws-international-criminal-court-161026041436188.html, accessed 30 October 2017).

- BBC (2010) "Exiled Madagascan leader Ravalomanana sentenced" 28 August (http://www.bbc.com/news/world-africa-11120620, accessed 30 October 2017) .
- BBC (2014) "Madagascar ex-president Ravalomanana arrested on return" 13 October ( http://www.bbc. com/news/world-africa-29594895, accessed 30 October 2017) .
- Daily Nation (2012) "South Africa probes ousted Madagascar leader" 5 August (http://www.nation.co.ke/news/africa/South-Africa-probesousted-Madagascar-leader-/-/1066/1472046/-/view/printVersion/-/icuuga/-/index.html, accessed 30 October 2017) .



106 藤 井 広 重

# An Analysis of the South African Withdrawal from the International Criminal Court:

Focusing on the Case Study of the Implementation of the ICC Act

### FUJII Hiroshige

### Abstract

This paper assesses the reason behind the South African Government's decision on its withdrawal from the ICC Statute, through the analysis of the Implementation of the ICC Act in South Africa. South African domestic courts judged to exercise its jurisdiction over the cases of severe human rights violations in Zimbabwe, Madagascar and Sudan, for putting an end to impunity in these states, pursuant to the conditional universal jurisdiction of the ICC Act. It has been demonstrated that the ICC Act has had a significant impact on the domestic legal framework governing the investigation and prosecution of international serious crimes in South Africa. On this point, it is important that South African Civil Society Organizations have prompted concrete action by South African judicial authorities to initiate investigations and prosecutions of international crimes. By mobilizing legal experiences, South African Civil Society Organizations have tactically taken legal action based on the ICC Act. However, the broad jurisdiction of South African courts has brought negative diplomatic impact on the above targeted states. While Civil Society has played a key role in seeking international criminal justice by using the ICC Act, the South African Government pursues to escape from the legal obligation for the benefit of the politics. As a result, it is inevitable that the South African Government decides to withdraw from the ICC in order for rescinding the ICC Act.

(2017年11月1日受理)